

# 川崎市自治推進委員会報告書(第4期)

概要版

## 第4期 自治推進委員会の 調査審議事項

- **自治運営に関する制度等の運営状況について**  
自治基本条例の規定に基づく本市の制度・仕組みの運営状況について全般的に把握し、調査審議を行いました。
- **これまでの自治推進委員会報告を踏まえた取組の実施状況について**  
第1期から第3期までの自治推進委員会報告を踏まえた取組の実施状況について、主に「参加・協働」、「情報共有」、「区民会議」等の個別事項を掘り下げて調査審議を行いました。
- **条例に基づく取組の総合的な評価について**  
制定から10年を迎える自治基本条例の規定に基づく取組の総合的な評価に関する調査審議を行いました。

### ■川崎市自治推進委員会とは

川崎市自治推進委員会は、自治基本条例第33条に規定する、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議することを目的に設置されたものです。

公募市民と有識者の計6名の委員で構成されています。



平成26年3月

川崎市自治推進委員会

# 1 自治基本条例に基づく取組状況等

第4期自治推進委員会で調査審議を行った自治運営に関する制度等の運営状況及びこれまでの自治推進委員会報告を踏まえた取組の実施状況について記載しています。

## 各条に関する制度・仕組み、運営状況

第1章 総則	
第1条 目的	<ul style="list-style-type: none"><li>自治基本条例の周知<ul style="list-style-type: none"><li>パンフレット、DVD、携帯電話用ホームページ(モバイル川崎)、庁内ディスプレイ等を活用した周知</li><li>市民アンケートの実施(平成21年、24年)</li></ul></li><li>自治の担い手につながるきっかけづくり<ul style="list-style-type: none"><li>「かわさき自治推進フォーラム」など各種イベントや出前講座等の開催</li></ul></li><li>子どもの自治意識を育む環境整備<ul style="list-style-type: none"><li>「WEB自治基本条例」キッズページの運用(平成21年度～)</li><li>小学生向け副読本を活用した学習支援(平成21年度～)</li></ul></li></ul>
第2章 自治運営を担う主体の役割・責務等	
第8条 事業者の社会的責任	<ul style="list-style-type: none"><li>多様な主体の参加と協働の推進<ul style="list-style-type: none"><li>事業者との地域活性化に向けた連携協定 ・大学連携事業 ・企業市民交流事業(川崎区)</li></ul></li><li>国連グローバル・コンパクトへの参加(平成17年度)とかわさきコンパクト事業の実施<ul style="list-style-type: none"><li>ビジネス・コンパクトの登録(平成18年度～) ・市民コンパクトの登録(平成20年度～)</li></ul></li><li>総合評価一般競争入札制度の試行実施(平成19年度～)及び本格実施(平成22年度～)</li><li>契約条例の一部を改正する条例施行(いわゆる「公契約」の規定)(平成23年度)</li></ul>
第9条 コミュニティの尊重等	<ul style="list-style-type: none"><li>町内会・自治会への支援<ul style="list-style-type: none"><li>補助・助成金、奨励金等の支給(例:町内会・自治会会館建設資金補助金、防犯灯設置補助金、自主防災組織活動助成金、資源集団回収事業登録団体奨励金など) ・「町内会・自治会ハンドブック」発行(平成22年度)</li></ul></li><li>市民活動団体への支援<ul style="list-style-type: none"><li>市民活動支援指針の策定(平成13年度) ・市民活動推進委員会の運営(平成14～23年度)</li><li>かわさき市民公益活動助成金制度(平成16年度～)</li></ul></li><li>NPO法人に係る条例指定制度の導入(平成24年度)</li><li>都市型コミュニティの推進(地域コミュニティ施策の推進)<ul style="list-style-type: none"><li>「地域コミュニティの活性化に向けた考え方」の策定(平成22年度)</li><li>地域コミュニティ活性化連携モデル事業の実施(平成23、24年度)</li></ul></li><li>宮前区地域人材育成指針の策定(平成23年度)</li><li>多摩区地域人材育成基本方針の策定(平成25年度)</li></ul>
第10条 議会の設置	<ul style="list-style-type: none"><li>議会運営に関連する条例等<ul style="list-style-type: none"><li>川崎市議会基本条例の制定(議員提案、平成21年度) ・常任委員会配布資料の傍聴者への配布(平成22年度～)</li><li>議会運営検討協議会の設置(平成23年度～)</li></ul></li></ul>
第11条 議会の権限及び責務	<ul style="list-style-type: none"><li>委員会・議員からの条例提案の取組<ul style="list-style-type: none"><li>川崎市避難所の機能整備及び円滑な管理運営に関する条例の制定(委員会提案、平成22年度)</li><li>川崎市子どもを虐待から守る条例の制定(議員提案、平成24年度)</li><li>川崎市自殺対策の推進に関する条例の制定(委員会提案、平成25年度)</li></ul></li></ul>
第12条 議員の責務	<ul style="list-style-type: none"><li>広報<ul style="list-style-type: none"><li>「議会かわさき」のリニューアル、コンビニでの配布(平成23年度～)</li><li>市議会広報用DVD「市議会のしくみ」の制作・公開、「市議会キッズページ」や「主な施策に対する審議内容の紹介」の公開、常任委員会配布資料及び請願・陳情文の市議会ホームページへの掲載(平成24年度～)</li></ul></li><li>その他 ・区民会議参与としての区民会議への参加(平成18年度～)</li></ul>
第14条 市長等の権限、責務等	<ul style="list-style-type: none"><li>川崎市人材育成基本計画及び局別人材育成計画の策定、それらに基づく市職員の人材育成の推進<ul style="list-style-type: none"><li>第3次計画策定(平成24年3月)</li></ul></li><li>研修による市職員の人材育成<ul style="list-style-type: none"><li>新規採用職員研修やキャリアステージに対応した階層別研修、派遣研修、業務所管課研修等の実施</li></ul></li><li>人事評価制度の導入・本格運用の開始(平成18年度)<ul style="list-style-type: none"><li>新総合計画の進行管理と連携させて個人の業務目標を目標管理の手法により評価する「業績評価」と、発揮された能力や職務への取組姿勢・態度を評価する「能力評価」の2本立ての人事評価制度を実施</li></ul></li></ul>
第15条 行政運営の基本等	<ul style="list-style-type: none"><li>新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」の策定(平成17年度、計画期間は概ね10年間)<ul style="list-style-type: none"><li>第1期実行計画の策定(平成17年4月)</li><li>第2期実行計画の策定(平成20年3月)</li><li>第3期実行計画の策定(平成23年3月)</li></ul></li><li>行財政改革プラン、改革プログラムの策定(平成14年度～)<ul style="list-style-type: none"><li>第1次行財政改革プランの策定(平成14年9月)</li><li>第2次行財政改革プランの策定(平成17年3月)</li><li>新行財政改革プラン(第3次改革プラン)の策定(平成20年3月)</li><li>新たな行財政改革プラン(第4次改革プラン)の策定(平成23年3月)</li><li>行財政運営に関するプログラムの策定(平成26年3月)</li></ul></li><li>出資法人改革の推進<ul style="list-style-type: none"><li>行財政改革プランに基づく出資法人改革の推進に向けた取組</li><li>出資法人の経営改善指針の策定(平成16年度)及び改訂(平成23年度) ・「出資法人の現況」の発行</li></ul></li></ul>

各条に関する制度・仕組み、運営状況

<p>第16条 財務運営等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中期財政収支見通しの策定             <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政フレームの策定</li> </ul> </li> <li>●財政に関する情報の公表             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「財政のあらまし」の発行 ・「財政読本」の発行 ・「予算(案)について」の発行</li> </ul> </li> <li>●資産マネジメントの推進             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「川崎版PRE戦略かわさき資産マネジメントプラン(第1期取組期間の実施方針)」の策定(平成22年度)と、これに基づく取組の推進(平成23年度～平成25年度) ・「橋梁長寿命化修繕計画」の策定(平成22年度)</li> <li>・「第3次川崎市市営住宅等ストック総合活用計画(市営住宅等長寿命化計画)」の策定(平成23年度)</li> <li>・「かわさき資産マネジメントカルテ(資産マネジメントの第2期取組期間の実施方針)」の策定(平成25年度)</li> <li>・「学校施設長期保全計画」の策定(平成25年度) ・「道路維持修繕計画」の策定(平成25年度)</li> </ul> </li> </ul>
<p>第17条 評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●川崎再生ACTIONシステムの運用(平成17年度～)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務事業総点検と施策評価を実施</li> </ul> </li> <li>●政策評価委員会の設置・開催(平成17年度～、現在第5期)</li> <li>●施策評価制度等の仕組みについて(「川崎再生ACTIONシステム」)</li> <li>●区における評価の取組</li> </ul>
<p>第18条 苦情、不服等に対する措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民オンブズマン制度の取組             <ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市民オンブズマン条例の施行(平成2年度) ・市立中学校における市民オンブズマンによる学習会の実施</li> <li>・区役所職員研修会における講演 ・巡回市民オンブズマンの実施</li> </ul> </li> <li>●人権オンブズパーソン制度の取組             <ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市民人権オンブズパーソン条例の施行(平成14年度)</li> </ul> </li> </ul>
<p>第19条 区及び区役所の設置</p> <p>第20条 区長の設置及び役割</p> <p>第21条 必要な組織の整備等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「区行政改革の実行計画書」に基づく取組 ・第3期計画書の策定(平成23年3月)</li> <li>●区役所におけるサービスの充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2・第4土曜日区役所窓口開設を実施(区民課・保険年金課)(平成19年度～)</li> <li>・4月第1土曜日(3月第5土曜日がある年は当該日)の区役所臨時窓口開設を実施(区民課・保険年金課)(平成21年度～)</li> <li>・各区区民課にフロア案内配置(平成23年度～)</li> <li>・区役所サービス向上指針(平成20年度策定、平成23年度改定)に基づく、サービス向上の取組の推進</li> </ul> </li> <li>●市民活動支援拠点の整備・拡充             <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区市民活動支援コーナーの設備・運営手法の充実 ・出張所への市民活動支援コーナーの整備、拡充</li> </ul> </li> <li>●子ども関連担当の充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区に「こども総合支援担当」の新設(平成17年度)</li> <li>・こども総合支援担当を廃止し、「こども支援室」の設置(平成20年度)</li> </ul> </li> <li>●危機管理体制の充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区に副区長の直轄組織として危機管理担当を設置(平成24年度)</li> </ul> </li> <li>●区の自主事業、予算・機能強化の取組             <ul style="list-style-type: none"> <li>・(款)区役所費の創設(平成17年度)</li> <li>・魅力ある区づくり推進事業費を協働推進事業費に改め、1区5,000万円から5,500万円に増額(平成18年度)</li> <li>・区役所が関係局と連携して地域の課題解決を図る「区の課題解決に向けた取組予算」の創設(平成18年度)</li> <li>・協働推進事業費と区の課題解決に向けた取組の予算を「地域課題対応事業費」として統合し、区長へ予算権限を付与(平成22年度)</li> </ul> </li> <li>●区役所への業務移管             <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路公園センターの設置(平成22年度)、市民館の管理運営業務・スポーツセンター等の管理運営業務の委任(平成22年度)、公設保育園の管理運営及び地域子育て支援センター事業の移管(平成23年度)、こども文化センター管理運営業務の移管(平成24年度)など</li> </ul> </li> </ul>
<p>第22条 区民会議</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●区民会議の設置(平成18年4月川崎市区民会議条例施行、現在第4期)</li> <li>●区民会議の取組・審議結果の広報等             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市政だより、市・区ホームページ、区民会議だより(ニュース)、地域ポータルサイトなどによる、区の地域特性にあった手法による審議内容、取組状況の広報 ・区民会議パンフレットの作成・配布、PR動画による広報</li> </ul> </li> <li>●より開かれた区民会議の推進             <ul style="list-style-type: none"> <li>・フォーラム、報告会等の開催、区民アンケートの実施、市民アンケートを活用した区民会議の認知状況等の調査など</li> </ul> </li> <li>●区民会議委員同士の交流の場の設定(区民会議交流会の開催)</li> </ul>

第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等

<p>第23条 情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市政だよりの発行、テレビ・ラジオなどによる広報</li> <li>●インターネット、メールマガジンなどによる広報</li> <li>●記者会見、報道への資料提供等を通じた情報提供</li> <li>●かわさき情報プラザ、各区の市政資料コーナー等における情報提供</li> <li>●要綱等の公表(インターネット及び区役所等で閲覧)(平成19年～)</li> <li>●総合コンタクトセンターの設置・運営、機能充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市政に関する問い合わせ、意見、相談等に対応する「サンキューコールかわさき」の試行実施(平成17年度)及び本格実施(平成18年度～)</li> <li>・総合コンタクトセンターの運用(「サンキューコールかわさき」と本庁・区の総合案内電話の統合実施)(平成18年度～)</li> </ul> </li> </ul>
----------------------	--

各条に関する制度・仕組み、運営状況

<p>第24条 情報公開</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●川崎市情報公開条例の施行(平成13年度。当初条例は昭和59年度)</li> <li>●電子申請による請求手続を導入(平成18年度)</li> </ul>
<p>第25条 個人情報保護</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●川崎市個人情報保護条例の施行(昭和60年度)</li> <li>●電子申請による請求手続を導入(平成18年度)</li> </ul>
<p>第26条 会議公開</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●川崎市審議会等の会議の公開に関する条例の施行(平成11年度)</li> <li>●審議会等の「会議開催のお知らせ」をかわさき情報プラザ・公文書館に常備、併せて市ホームページに掲載</li> </ul>
<p>第27条 情報共有の 手法等の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ITを活用した参加と協働の仕組みづくり</li> <li>●地域ポータルサイト(みやまえぼーたろう)の開始(宮前区)(平成18年度～)</li> <li>●民間地域ポータルサイト(全市版)(まいぷれ川崎、川崎タウン、BizLoopかわさき、カワサキオンライン)の活用(平成19年度～)</li> <li>●市ホームページリニューアルの取組</li> <li>●市ホームページのアクセシビリティ等に配慮したリニューアルの実施(平成24年度)</li> <li>●ソーシャルメディアを利用した情報発信</li> <li>●ソーシャルメディアの利用に関するガイドラインの作成(平成24年度)</li> <li>●フェイスブック、ツイッターなどを活用した情報発信</li> <li>●ターゲットを見据えた複合的な情報発信・メディアと連携した情報発信</li> <li>●民間の情報誌、フリーペーパーなどの広報媒体を複合的に活用した戦略的な情報発信</li> <li>●モニター広告画面を利用した情報発信、民間企業の地域情報サイトへの積極的な情報提供</li> <li>●なかはらメディアネットワークの発足(中原区)(平成25年度)</li> <li>●ケーブルテレビのデータ放送を活用した情報発信(川崎区・幸区)(平成25年度)</li> <li>●市政だよりのコンビニエンスストアでの配布(平成23年度～)</li> </ul>
<p>第28条 多様な参加の 機会の整備等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様な参加の機会の整備</li> <li>●市長への手紙、かわさき市民アンケート、タウンミーティング・説明会等の実施</li> <li>●外国人市民代表者会議の設置(平成8年度) ●川崎市子ども会議の設置(平成14年度)</li> <li>●審議会等への女性の参加促進</li> <li>●市民生活に密接に関わる計画等における市民参加</li> <li>●パブリックコメント手続の運用 ●アンケートなど市民ニーズ把握のための事前調査</li> <li>●地域における参加の促進(出前説明会、ワークショップ等)</li> </ul>
<p>第29条 審議会等の 市民委員の公募</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●附属機関等の設置等に関する要綱施行(平成9年度)</li> <li>●附属機関等の委員公募実施指針施行(平成9年度)</li> <li>●審議会等の市民委員の公募</li> </ul>
<p>第30条 パブリック コメント手続</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●川崎市パブリックコメント手続条例の施行(平成19年度)</li> <li>●パブリックコメント手続制度の周知・広報(市政だよりに掲載、職員向け研修会の実施、チラシ・ポスターの配布など)</li> <li>●運用についての庁内検討会の開催及び検討結果の手引きへの反映</li> <li>●市のホームページへの掲載及び情報プラザ等への意見募集資料の備え置き</li> </ul>
<p>第31条 住民投票制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●川崎市住民投票条例の施行(平成21年度)</li> </ul>
<p>第32条 協働推進の 施策整備等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●協働型事業のルールの策定(平成19年度)</li> <li>●協働推進窓口の設置・推進 ●協働型事業の推進に関する要綱の施行(平成20年度)</li> <li>●市民及び職員対象の説明会及び研修の開催 ●協働型事業の一覧及び事例集の作成、冊子・ホームページでの公表</li> </ul>
<p>第33条 自治運営の制度 等の在り方に ついての 調査審議</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自治推進委員会の運営</li> <li>●第1期自治推進委員会の設置(平成19年2月～平成20年3月)</li> <li>●第2期自治推進委員会の設置(平成20年11月～平成22年3月)</li> <li>●第3期自治推進委員会の設置(平成22年11月～平成24年3月)</li> <li>●第4期自治推進委員会の設置(平成24年12月～平成26年3月)</li> </ul>
<p>第4章 国や他の自治体との関係</p>	
<p>第34条 国や他の自治体 との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●川崎市大都市制度等調査研究報告書とりまとめ(平成20年度)</li> <li>●「地方分権の推進に関する方針」策定(平成22年度)</li> <li>●「川崎市『特別自治市』制度の基本的な考え方」取りまとめ(平成25年度)</li> <li>●九都県市首脳会議、指定都市市長会、全国市長会等との連携による取組(国への施策提言や要望活動、調査研究等)</li> <li>●県の「事務処理の特例に関する条例」に基づく権限移譲の取組</li> </ul>

## 2 自治基本条例の規定に基づく取組の総合的な評価について

自治推進委員会での調査審議結果を踏まえた自治基本条例に基づく総合的な評価として、今後、推進していくべき個別事項について取組状況を確認し、課題を整理した上で今後の方向性・提案の内容を記載しています。

### 1 参加に関する取組

#### 【取組状況の確認】

- ① 川崎市では、自治基本条例に基づき、川崎市パブリックコメント手続条例や川崎市住民投票条例の施行、区民会議の設置など、市民が市政に参加する機会を保障するための制度の整備を行い、その適切な運営を行っている。また、市民アンケートやタウンミーティング、審議会等の市民委員の公募などの多様な参加の機会を整備している。
- ② 平成24年度のパブリックコメント手続の実施案件数は、行政計画が20件、条例等が29件で、それぞれの意見件数は、行政計画が974件、条例等が721件であった。
- ③ 平成24年度第2回かわさき市民アンケートにおいて、「参加」に係る項目として市政参加の方法、市政に参加したくない理由についてそれぞれ尋ねた。

#### 【課題】

- ① パブリックコメント手続は、年間対象案件数や案件毎の意見数も異なるため、件数の多寡が直接的な問題となるわけではない。今後、パブリックコメント手続への参加を促していくには、前提として制度そのものや案件に対して市民の関心が高まることを必要とするが、手続に関する情報や結果の公表の周知方法に改善の余地があると思われる（5 情報共有「今後の方向性・提案」②に再掲）。
- ② 市民アンケートの結果からは、相対的にアンケート調査などへの参加経験や参加希望は高いものの、意見交換会や審議会等委員への参加経験や参加希望は低い傾向や、参加したくない理由などが確認された。参加手法に工夫が求められる。
- ③ 自治基本条例に基づく制度として整備・運営されている仕組み以外で市民意見を聴く手法や、市民の参加を得る機会については、全庁的な取組状況の把握がなされていない。

#### 【今後の方向性・提案】

- ① パブリックコメント手続や区民会議など、自治基本条例に基づいて整備した参加の制度については、その参加手続について市民により分かりやすく広報するとともに、運営方法を工夫するなどして、より身近な区域での参加機会を拡充すること等が求められる。
- ② パブリックコメント手続の結果の公表について、市ホームページ等の活用に加えて、パブリックコメント手続に関する年次報告書を作成し、行政計画、条例等に市民の意見がどのように反映されたかをより分かりやすく公表するなどの工夫も一案である。
- ③ 自治基本条例に基づく制度のほか、市民が直接参加し、意見交換できる場を設けるなど、政策形成の様々な段階で市民意見を聴く機会を設け、それを分かりやすい形で広く情報提供する取組が引き続き求められる。また、現役世代など幅広い参加を期待するためにも、土日や夜間など柔軟な開催時間の検討も必要である。
- ④ 市民アンケートの結果からは、年代や参加手法によって参加への関心の傾向が異なることが分かる。市民意見を求める場合、市民が参加しやすい形での呼びかけや開催形態の工夫など、ソーシャルメディアの活用を含めて行い、幅広い世代や主体が参加しやすい場となるよう、多様な参加手法の導入などによる市民意見の反映を図っていくことも必要である。
- ⑤ 参加経験や参加希望の低い審議会等の委員の募集について、公募委員に求められる役割を丁寧に説明し、市民の参加意欲を触発する工夫を行うなど、「参加」の取組の拡大を期待したい。
- ⑥ さらに、「参加」に関する取組状況を全庁的に把握するとともに、具体的な参加の実践とその成果の事例を広く発信するなどの取組も必要である。

### 2 協働に関する取組

#### 【取組状況の確認】

- ① 川崎市では、参加と協働の拠点である区役所を中心に「協働によるまちづくり」を進めている。具体的には、平成13年度策定の「市民活動支援指針」、平成19年度作成の「協働型事業のルール」のほか、各区の地域課題対応事業の取組など、協働の施策に沿った事業の運営がなされている。
- ② 自治基本条例の制定時と比べ、市民活動団体と行政の協働による取組がより日常的になっており、事業者による社会的責任（CSR）の取組の拡大や、大学の地域連携活動、市民間の連携・協力による地域課題解決に向けた取組が活発になっている。また、地域の市民活動団体等が指定管理者制度を活用して、まちづくりの主体となっているような例が見受けられるなど、地域社会で多様な主体が活動し、協力し合ってまちづくりに取り組む動きが見られるようになってきた。

#### 【課題】

- ① 行政と市民活動団体による協働型事業は、毎年170件前後実施されている。また、市民活動団体以外の市民との協働の取組は、協働型事業とは位置付けられていない。なお、「協働型事業のルール」を市民活動団体・職員双方が適用していない一部のケースでは、手続きの煩雑さ、6原則全てを遵守することへの負担感、あるいは、ルール自体の理解不足といった課題が挙げられている。
- ② 他都市では、地域における市民間の課題解決に向けた連携・協力等を「地域協働」や「市民協働」と位置付け、施策の推進や支援などを行っている例もある（3 コミュニティ「課題」③に再掲）。

## 【今後の方向性・提案】

- ① 「協働型事業のルール」について、市民活動団体の成長にもつながるよう、シンプルで分かりやすい制度としていくための検討や、市民活動団体以外への適用範囲の拡大についての検討など、現状の課題を整理し、より使いやすいものにしていくことが必要である。
- ② 「協働」に関する考え方を改めて整理し、行政との協働の相手方に、事業者や大学、町内会・自治会など、地域で様々な取組を行っている主体があることを再認識し、協働の取組とはどういうものかを協働の当事者が理解することができるようにする必要がある。また、地域の中で多様な主体が連携・協力して活動している今日の状態を踏まえ、様々な主体による連携・協力の取組を支援するなど、関連施策を推進していく必要がある。
- ③ 市民間の連携・協力による取組は、地域に欠かせない取組であり、この点も、まず実態を把握して考え方を整理し、支援の枠組みを幅広くしていく必要がある（3 コミュニティ「今後の方向性・提案」④に再掲）。市民活動支援指針改訂にあたっては、これらの現状と課題について十分踏まえることが求められる。
- ④ 市民及び行政職員双方が「協働」の考え方の理解を深めることができるような研修の実施などによる人材育成の取組や、職員間での地域課題の解決に向けた協働に関する適切な情報共有が必要である。特に、区役所の職員は、参加と協働の拠点としての区役所の役割を認識し、区民と直接対話し、交流しながら協働に取り組むとともに、地域におけるコーディネーターの役割を果たすことが期待される（再掲）。

## 3 コミュニティに関する取組

### 【取組状況の確認】

- ① 地域の課題が多様化・複雑化する中、誰もがいきいきと心豊かに暮らしていくためには、地域の幅広い世代や多様な立場の人々による交流や助け合いが不可欠である。また、東日本大震災の発生を契機に、地域における要援護者への支援など、地域コミュニティの役割の重要性が広く再認識され、地域コミュニティに対する期待、役割が高まっている。
- ② 川崎市では、町内会・自治会加入率が平成25年4月現在で65.5%となっており、低下する傾向にある。
- ③ 市民活動団体については、例えばNPO法人の認証数は平成26年1月末で332団体と増加している。
- ④ 川崎市では、地域コミュニティ活性化のため、地域コミュニティの核である「町内会・自治会」や、テーマ別に活動している「市民活動団体」への支援を行っている。また、まちづくりの観点からの地域コミュニティに対する支援や都市型コミュニティの活性化に向けた取組などを進めている。

### 【課題】

- ① 町内会・自治会は、地域の中心的な組織として様々な活動を行っているが、加入率の低下、役員の高齢化・固定化などの課題を抱えている。
- ② 市民活動団体についても、分野を超えた団体等のネットワークの構築や人材・人材育成機能、活動の支援者・参加者、活動資金の不足などの課題に直面している。
- ③ 他都市では、地域における市民間の課題解決に向けた連携・協力等を「地域協働」や「市民協働」と位置付け、施策の推進や支援などを行っている例もあるが（再掲）、川崎市で、このような取組をどのように把握し、また支援を行っていくのかは今後の検討課題である。
- ④ 地域コミュニティにおいて様々な主体が連携・協力して取組を行っていく際には、各主体の間をつなげるコーディネート役の必要性が高いものの、恒常的にコーディネート役がいるわけではない。

### 【今後の方向性・提案】

- ① 地域コミュニティの構成員には多様な主体が存在し、これまで地域コミュニティの活動を主に担ってきた町内会・自治会だけでなく、地区社会福祉協議会、小・中学校など、幅広い主体を交えた仕組みづくりが必要である。
- ② 町内会・自治会の取組への関心を高めてもらうために、果たしている役割の説明や幅広い世代の人々の参加を促していくための工夫が求められている。また、地域コミュニティの課題について住民や関係者が意見を出し合って検討していく場が必要であり、区民会議では対象区域が広すぎることから、地域教育会議の活用や、より小さな地域（小学校区など）で協議する場を設けることも今後の検討課題の一つである。
- ③ より地域に身近な区役所が率先して地域におけるコーディネーターの役割を果たすことが求められる（2 協働「今後の方向性・提案」④へ再掲）。また、中間支援組織などもその役割を担うことが期待される。更に、地区社会福祉協議会や民生委員児童委員など地域におけるコーディネート活動の実態を踏まえ、コーディネート役を地域で発掘し、育む仕組みの検討が必要である。
- ④ 市民間における連携・協力による取組は、地域に欠かせない取組であり、この点も、まず実態を把握して考え方を整理し、支援の枠組みを幅広くしていく必要がある（再掲）。
- ⑤ 川崎市では、平成20年に地域コミュニティ施策の推進を図るために、「都市型コミュニティの検討」を行っているが、市民活動支援指針の検討と併せ、地域コミュニティ活性化連携モデル事業の実施結果の検証等を踏まえた地域コミュニティ施策推進の方向性についての検討も望まれる。

## 4 区民会議に関する取組

### 【取組状況の確認】

- ① 区民会議設置当初は、区民会議条例の設置目的にあるとおり、調査審議が中心となっていたが、現在第4期目を迎える中で、区民会議発の活動や行政と協働した取組の実施など、調査審議から審議内容の実践へと区民会議の位置付けも変化してきている。
- ② 区民会議の運営については、公募や団体委員などの委員構成や部会の設置状況（運営部会があるなど）が区によって異なり、それぞれ特色ある運営を行っている。また、委員の選定方法（団体推薦委員や公募委員等）や関心分野なども多様である。
- ③ 区民会議委員にとっては、区民会議に参加することで、新たなネットワークの形成や他の団体の取組状況を知ることができるなどのメリットがある。

### 【課題】

- ① 区民会議の認知度については、平成23年度第2回かわさき市民アンケートでは約2割であり、市民の関心が低い。毎年、区民会議委員の交流の場として開催している区民会議交流会における意見交換でも、区民会議の認知度向上に向けた更なる取組の必要性が指摘されている。
- ② 区民会議交流会では、区民会議のあり方について様々な意見・課題が出されている。今後は、交流にとどまらずより深い議論ができる場として期待されている。

### 【今後の方向性・提案】

- ① 調査審議、提案から課題解決の取組の実践へと区民会議の活動の幅が広がる中で、報告だけで終わらせることなく、具体的に事業を実行していくための仕組みづくり（例として次のようなもの）が必要である。
  - ・委員選出団体にとどまらない各種団体と連携した具体的な課題解決の取組
  - ・区民会議とまちづくり推進組織との情報共有・連携
  - ・区役所事業における区民会議関連事業の明確な位置付け（見える化）
- ② 区民会議の認知度向上のために、地域メディアの積極的な活用や、役割・成果等を区民に見える形で情報提供を行うなど工夫を凝らすことが必要である。また、区民が広く関心を持つ課題を審議テーマに設定することも必要ではないか。
- ③ 区民会議の運営方法や委員構成、調査審議内容は、区ごとに異なっている。上記①、②に示したような内容も含め、これまでの各区の区民会議の運営上の課題や委員の役割及び任期、区民会議参与の位置付け等、区民会議の仕組み自体を整理し、今後のあり方について検討するなどの機会を設けてはどうか。

## 5 情報共有に関する取組

### 【取組状況の確認】

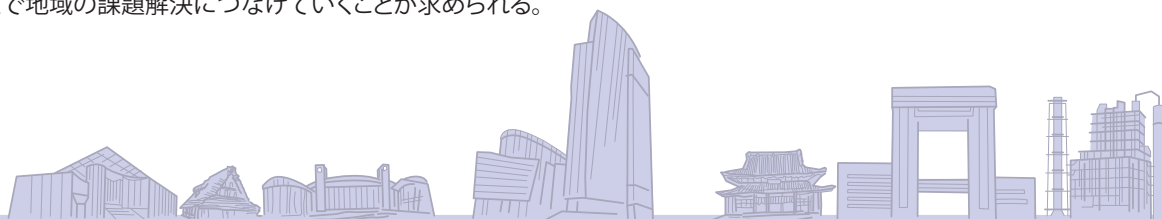
- ① 自治基本条例制定以降、情報共有の取組として、総合コンタクトセンターの設置・運営や地域ポータルサイトの活用、ソーシャルメディアガイドラインの作成、市ホームページリニューアルなどに取り組んできた。また、現在、メールマガジンやソーシャルメディアなど、インターネットを活用した情報発信も行われている。
- ② 情報提供の視点からは、全市レベルだけではなく、区レベルでも区民会議の意見等を参考に、広報誌等を活用して区民目線による的確な情報提供を行っている事例がある。

### 【課題】

- ① 自治基本条例上の情報共有の意義について、市民の暮らしの利便性を高めるだけでなく、参加や協働の前提ともなっていることを再認識する必要がある。必要な情報が必要な人に届くように、分かりやすい形で区レベル、市レベルで届けることは重要なことである。

### 【今後の方向性・提案】

- ① 市からの情報提供に当たっては、世代や関心分野などに応じて、様々な手法により情報発信を行っていくことが必要であり、紙媒体、ホームページなどの従来手法に加えて、ソーシャルメディアなどインターネットの更なる活用が求められる。
- ② 今後、市政への参加を促していくには、前提として制度そのものや案件に対して市民の関心が高まることを必要とするが、手続に関する情報や結果の公表の周知方法の改善を行っていくことも必要である（再掲）。
- ③ 市政参加に関するフォーラムや、市民生活に直接関わるテーマで行政と市民との対話の機会を設定するなど、市民が市政を身近に感じ、「参加」することで成果があるという実感を持ってもらうような工夫が求められる。
- ④ 地域課題の解決に向けた取組事例などを積極的に発掘し、庁内で情報共有するとともに、その情報を効果的に地域へ情報発信することで地域の課題解決につなげていくことが求められる。



# 自治基本条例の構成

## 第1章 総則

### 1 目的(第1条)

市民自治の確立

### 2 位置付け等(第2条)

最高規範性

### 3 定義(第3条)

市民/参加/協働

### 4 基本理念(第4条)

市民自治の確立を目指すための基本理念  
市民の自治/市民の手による自治/市民のための自治

### 5 自治運営の基本原則(第5条)

情報共有の原則/参加の原則/協働の原則

## 第2章 自治運営を担う主体の役割・責務等

### 1 市民(第6~9条)

○市民の権利 ○市民の責務  
○事業者の社会的責任 ○コミュニティの尊重等

### 2 議会(第10~12条)

○議会の設置 ○議会の権限・責務  
○議員の責務

### 3 市長等(第13~22条)

<b>市長等</b> ○市長の設置 ○市長等の権限・責務等	<b>行政運営等</b> ○行政運営の基本等 ○財政運営等 ○評価 ○苦情、不服等に対する措置	<b>区</b> ○区及び区役所の設置 ○区長の設置・役割 ○必要な組織の整備等 ○区民会議
-------------------------------------	---	--

## 第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等

### 1 情報共有による自治運営(第23~27条)

○情報提供 ○情報公開 ○個人情報保護  
○会議公開 ○情報共有の手法等の整備

### 2 参加及び協働による自治運営(第28~32条)

○多様な参加の機会の整備等 ○審議会等の市民委員の公募  
○パブリックコメント手続 ○住民投票制度  
○協働推進の施策整備等

### 3 自治運営の制度等の在り方についての調査審議(第33条)

## 第4章 国や他の自治体との関係

### 国や他の自治体との関係(第34条)

国や他の自治体との相互協力等

## ● 第4期自治推進委員会は以下の日程で調査審議を行いました。

平成24年度 平成24年12月3日 第1回自治推進委員会

・委員会の目的、調査審議事項、調査審議の進め方の確認など

平成25年3月25日 第2回自治推進委員会

・自治基本条例に基づく市の制度・施策の運営状況についての調査審議  
・委員会報告の進捗状況に基づく個別事項の調査審議〔その1〕  
事業者の社会的責任に関する取組について/情報共有に関する取組について

平成25年度 平成25年5月30日 第3回自治推進委員会

・委員会報告の進捗状況に基づく個別事項の調査審議〔その2〕  
参加に関する取組について/協働に関する取組について/評価について

平成25年7月18日 第4回自治推進委員会

・委員会報告の進捗状況に基づく個別事項の調査審議〔その3〕  
区民会議について/コミュニティについて

平成25年10月9日 第5回自治推進委員会

・報告書骨子の確認  
・自治基本条例に基づく取組の総合的な評価について

平成26年3月 報告書を市長に提出

## ● 第4期川崎市自治推進委員会委員 (50音順)

小倉 敬子 (公財)かわさき市民活動センター一理事長

○谷本有美子 拓殖大学政経学部講師

恒川 康夫 公募市民委員(宮前区)

◎名和田 是彦 法政大学法学部教授

松本 玲子 公募市民委員(中原区)

横山 滋 公募市民委員(高津区)

◎委員長 ○副委員長



自治基本条例パンフレット

## もっと詳しく知りたい方へ

自治基本条例の理念と条文を簡潔にまとめたパンフレットを発行しています。また、自治推進委員会のこれまでの調査審議内容などを市ホームページで紹介しています。

※自治推進委員会報告書の全文も掲載しています。

川崎市自治基本条例



お問い合わせ先

川崎市総合企画局自治政策部

川崎市川崎区宮本町1番地

Tel:044-200-2168/Fax:044-200-3800

E-mail:20ziti@city.kawasaki.jp

平成26年3月発行